

食品安全委員会第 205 回会合議事録

1 . 日時 平成 19 年 9 月 6 日 (木) 13:00 ~ 13:53

2 . 場所 委員会大会議室

3 . 議事

- (1) 泉内閣府特命担当大臣 (食品安全) 挨拶
- (2) 農薬専門調査会における審議状況について
 - ・ 「オキサジアルギル」に関する意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取について
 - ・ 農薬「ニトラピリン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「シアゾファミド」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 農薬「ノバルロン」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 動物用医薬品「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン (インゲルバック PRRS 生ワクチン) 」に係る食品健康影響評価について
 - ・ 遺伝子組換え食品「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統 (食品) 」に係る食品健康影響評価について
- (4) 食品安全委員会の 8 月の運営について
- (5) 食品安全モニターからの報告 (平成 19 年 7 月分) について
- (6) その他

4 . 出席者

(委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員

(内閣府)

泉内閣府特命担当大臣

(事務局)

齊藤事務局長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、

酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官、猿田評価調整官

5．配布資料

- 資料 1 農薬専門調査会における審議状況について（オキサジアルギル）
- 資料 2 - 1 ニトラピリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 - 2 シアゾファミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 - 3 ノバルロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 2 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について
- 資料 3 食品安全委員会の 8 月の運営について（報告）
- 資料 4 食品安全モニターからの報告（平成 19 年 7 月分について）

6．議事内容

見上委員長 ただ今から食品安全委員会第 205 回会合を開催いたします。本日は 6 名の委員が出席です。

本日は、8 月 27 日の内閣発足に伴い、食品安全担当の内閣府特命大臣になられました泉大臣に御出席いただいております。

それでは、会議全体のスケジュールにつきまして、お手元の資料に食品安全委員会第 205 回会合議事次第がございますので、御覧いただきたいと思ひます。

まず初めに、泉大臣からごあいさつをいただきたいと思ひます。大臣、よろしくお願ひいたします。

泉大臣 この度、食品安全担当大臣を拜命いたしました泉信也でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

食品安全委員会が発足した平成 15 年以来、それぞれのお立場で、国民の健康の保護を最優先に、科学に基づく食品安全行政の確立・推進に取り組んでいただきましたことに改めて心から感謝を申し上げます。これもひとえに、見上委員長を始め、諸先生方のお力添えのたまものでございまして、心から敬意を表するものでございます。

しかし、食品に関します諸々の問題は時とともに大変多様化しておりますし、複雑化しているというのが実態でございまして、国民の命を守るという観点からいたしましても、いささかなりともゆるがせにすることのできない大変重要な国政の課題だと思ひているところでございます。国民の生命の源であります食品の安全を確保いたしますためにも、また、国民の信頼を確かなものにいたしますためにも、これからも先生方のお力添えを是非お願ひ申し上げたいと思ひます。

食品安全委員会におかれましては、今後とも引き続き、食品安全行政に対する国民の理解を深め、信頼を高めますために御尽力いただきますようお願いいたしますとともに、担当大臣として積極的に努力させていただきますこととお誓いし、ごあいさついたします。ありがとうございました。

見上委員長 泉大臣、どうもありがとうございました。

現在、食品安全委員会は、残留農薬等に関するポジティブリスト制度の導入等に伴う評価案件の増大や、更なるリスクコミュニケーションの推進など、様々な課題を抱えております。泉大臣におかれましては、食品安全委員会の運営に関しまして、御助言等いただければ幸いです。今後ともよろしく願いいたします。

なお、泉大臣は他の公務との関係で、ここで退席されます。大臣、本当にどうもありがとうございました。

泉大臣 大変勝手いたしますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

(泉大臣退室)

見上委員長 それでは、議題に入る前にお手元の資料の確認をお願いいたします。本日の資料は8点でございます。

資料1が「農薬専門調査会における審議状況について オキサジアルギル」。

資料2-1が「ニトラピリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-2が「シアゾファミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-3が「ノバルロンに係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料2-4が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価について」。

資料2-5が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料3が「食品安全委員会の8月の運営について(報告)」。

資料4が「食品安全モニターからの報告(平成19年7月分)について」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

それでは、議題に入らせていただきます。「(2)農薬専門調査会における審議状況について」でございます。オキサジアルギルにつきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書(案)が提出されています。事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料1に基づいて御説明いたします。評価書の3ページに「審議の経緯」がございます。

オキサジアルギルにつきましては、2002年1月22日に初回農薬登録がされております。

その後、2003年11月6日に、農林水産省より適用拡大申請に係る基準設定の依頼がありまし

て、これを受けまして、11月17日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、5回審議が行われております。

なお、本年の6月22日には、農林水産省より厚生労働省へ魚介類についての基準設定依頼が追加されております。

続いて、評価の内容について御説明いたします。

まず、6ページを御覧いただきたいと思っております。

オキサジアルギルにつきましては1994年にローヌ・プーラン社により開発されたオキサジアゾール環を有するクロロフィル生合成阻害作用を持った発芽前処理除草剤であるということございまして、化学名、分子式、構造式につきましては、ここに書いてあるとおりでございます。

7ページで「 ．試験結果概要」について御説明を申し上げます。

まず「1．動物体内運命試験」につきましては、ラット及びマウスを用いた検討がなされております。

「2．植物体内運命試験」につきましては、イネ、ひまわり、レモンを用いました試験が実施されております。

さらに、土壌中運命試験、水中運命試験、土壌残留試験がそれぞれ実施されております。

11ページは「6．作物等残留試験」でございます。

まず「(1)作物残留試験」につきましては、水稻を用いまして検討がなされております。表3のところに示すようにオキサジアルギル、代謝物の残留値はいずれも定量限界未満であったという結果でございます。

作物等残留試験のうち、魚介類における最大推定残留値というものが検討されております。

なお、このものにつきましては、平成19年度の厚生労働科学研究費補助金による研究班で、魚介類への残留基準の設定方法について検討がなされておりました、この結果を基に算出をされているものでございます。

すなわち、オキサジアルギルの公共用水域における環境中予測濃度(PEC)及び生物濃縮係数を基に、魚介類の最大推定残留値が算出されておりました、最大推定残留値としては0.017ppmという結果になっております。

上記の魚介類における最大推定残留値に基づいて、食品中に摂取されるオキサジアルギルの推定摂取量につきましては、表4にまとめられているとおりでございます。

「7．一般薬理試験」については、表5に結果がまとめられております。

13ページの「8．急性毒性試験」につきましては、ラット及びマウスを用いた試験が検討され

ております。

また、ラットを用いました急性神経毒性試験も検討されておりまして、神経毒性は認められなかったという結果でございます。

「9．眼・皮膚に対する刺激性及び皮膚感作性試験」が実施をされておりまして、眼に対しては極めて軽度の刺激性が認められた、しかしながら、皮膚に対する刺激性は認められなかったという結果でございます。

また、皮膚感作試験の結果は、軽度の皮膚感作性が認められたということでございます。

14 ページの「10．亜急性毒性試験」につきましては、ラットを用いました 90 日間亜急性毒性試験、マウスを用いました 90 日間亜急性毒性試験、イヌを用いました 28 日間亜急性毒性試験、ウサギを用いました 21 日間亜急性経皮毒性試験並びにラットを用いました 90 日間亜急性神経毒性試験がそれぞれ実施をされております。

それぞれの試験結果につきましては、表 7、表 9 に示されているとおりでございます。

「11．慢性毒性試験及び発がん性試験」につきましては、イヌを用いました 1 年間の慢性毒性試験が実施されておりまして、この結果については表 12 に記載のとおりでございます。

また、ラットを用いた 2 年間慢性毒性 / 発がん性併合試験が実施されておりまして、この結果といたしましては、発がん性は認められなかったという結果でございます。

19 ページは、マウスを用いた 18 か月間発がん性試験が実施されております。

この試験の中で、表 17 に示してございますけれども、2,000ppm 投与群の雄に肝細胞腫瘍の増加が認められております。

20 ページは「12．生殖発生毒性試験」でございます。

生殖発生毒性試験につきましては、ラットを用いました 2 世代繁殖試験が実施されております。これについては、特に問題となる所見はございませんでした。

また、ラット、ウサギを用いまして、発生毒性試験も実施されておりますが、両試験とも催奇形性は認められなかったという結果でございます。

21 ページの「13．遺伝毒性試験」につきましては、原体、代謝分解物を用いまして、*in vitro* 及び *in vivo* の試験が実施されておりますが、すべて陰性の結果になっております。

22 ページの「14．その他の毒性試験」でございますが、オキサジアルギルにつきましては、プロトポルフィリンの蓄積によりまして、肝への影響が認められるという結果がございました関係で、肝毒性に関する追加の試験が実施されております。それが (1) から 24 ページの (7) まで追加試験として実施されております。

25 ページは、今回のオキサジアルギルの「 . 総合評価」でございます。

オキサジアルギルにつきましては、植物体内運命試験の試験成績から、オキサジアルギル及びその代謝物は、植物体内においてほとんど移動しないと考えられております。

また、植物体での主要な残留物はオキサジアルギルであったということでございます。

先ほども御説明いたしましたけれども、水稻を用いまして作物残留試験が実施されておりますが、玄米及び稲わらの残留量というものは、いずれも定量限界未満であったということでございます。なお、魚介類においては最大推定残留値は 0.017ppm であったという結果でございました。

毒性につきましては、オキサジアルギルは肝臓のヘム合成に関与するポルフィリン代謝及び肝代謝系への影響を及ぼし、その結果として、肝臓、腎臓、単球・食細胞系及び関連する項目に影響が認められておりまして、マウス、ラット及びイヌともにポルフィリンが蓄積すると考えられております。

また、マウスを用いた試験におきましては、肝細胞腺腫及び肝細胞がんの増加が認められておりますけれども、遺伝毒性試験の結果、オキサジアルギルには遺伝毒性はないものと判断されているところでございます。

なお、マウスで認められました肝腫瘍発現の機序といたしましては、細胞の初期増殖活性の増大、持続的肝障害と細胞再生及びチトクローム P -450 等の肝薬物代謝酵素の変化が関与している可能性が考えられるとされているところでございます。

各試験におけます無毒性量及び最小毒性量につきましては、27 ページの表 21 にまとめられているところでございます。

農薬専門調査会は、各試験の無毒性量の最小値が、ラットを用いました 2 年間慢性毒性 / 発がん性併合試験の 0.8mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として安全係数 100 で除した 0.008mg/kg 体重/日を ADI と設定したという結論となっております。

以上が、専門調査会における審議の経過でございまして、本日、委員会で御了承いただきましたならば、本日の委員会終了後、10月5日までパブリック・コメントに充てたいと考えているところでございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願います。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続に入ることといたします。

それでは、次の議題に移らせていただきます。「(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会

の意見の聴取について」でございます。

まず、農薬「ニトラピリン」、動物用医薬品 1 品目及び遺伝子組換え食品 1 品目に係る食品健康影響評価につきまして、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

また、農薬「シアゾファミド」及び「ノバルロン」に係る食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、農薬「ニトラピリン」につきまして、事務局から説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 1 に基づいて御説明いたします。評価書の 3 ページを御覧いただきたいと思ひます。

ニトラピリンにつきましては、2005 年 11 月 29 日に残留農薬基準が告示されておひまして、その後、2006 年 12 月 18 日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があつたものでござひます。

農薬専門調査会におきましては、2 回御審議をいただきまして、その評価書案につきましては、7 月 5 日から 8 月 3 日まで、国民からの御意見・情報の募集を行つたものでござひます。

結果につきましては、最後のページに「参考」としてお示ししておりますけれども、期間中に御意見・情報はござひませんでした。

したがひまして、本品目につきましては、専門調査会の結論と同じでござひますけれども、ニトラピリンの一日摂取許容量を 0.03mg/kg 体重/日と設定するという結果を関係機関の方に通知したいと考えておひます。

以上でござひます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がござひましたら、よろしくお願ひします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ニトラピリンの一日摂取許容量を 0.03mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、続きまして、農薬「シアゾファミド」につきまして説明願ひます。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 2 に基づいて御説明いたします。評価書(案)の 3 ページをお開きいただきたいと思ひます。

シアゾファミドにつきましては、既に食品安全委員会におきまして、2回御審議をいただきまして、それぞれその結果を関係機関に通知をしているものでございます。

「第1版関係」のところに記載されておりますように、本品目につきましては、2001年4月26日に初回農薬登録が行われております。

その後、ハウレンソウ、小松菜に対する適用拡大申請に伴いまして、食品安全委員会で御審議をいただきまして、その結果につきましては、2004年11月4日に厚生労働大臣あてに通知がなされております。

「第2版関係」につきましては、かんきつあるいは非結球あぶらな科葉菜類などに対します適用拡大申請が行われまして、その残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

第2版関係の結果につきましては、2006年5月11日に食品安全委員会から厚生労働大臣あてに通知がなされております。

今回の諮問の内容でございますが、3ページの下の方に記載がございます。「第3版関係」ということで、本年の5月15日でございますが、農林水産省より厚生労働省へ、大豆、レタス、ワケギ以下でございますけれども、適用拡大の申請がなされ、それに基づいて残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会で1回御審議をしていただきまして、本日報告が上がったというものでございます。

今回の申請でございますけれども、基本的には、新たな科学的知見も出ておりませんし、ADIの変更もございません。

変更がありましたのは、評価書(案)の16ページの作物残留試験に係るところでございます。

今回、大豆、レタス、ワケギ、みつば、とうがらし類、葉しょうが、枝豆、おかひじきというものが適用拡大申請をされたわけでございますけれども、これに伴いまして、評価書の別紙3、別紙5に追加された品目の数字が追加されたということと、16ページにございます推定摂取量の表5の数字が変更されたところでございまして、それ以外の変更はございません。

したがって、通常ですと、評価書(案)について御了解いただいた後は、国民からの意見・情報の募集を行うところでございますが、これについてはそれを省略して、関係機関の方に結果を通知したいと考えているところでございます。

なお、評価結果といたしましては、シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定するという結果でございます。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、今、説明がありましたような理由で、国民からの意見・情報の募集は行わないこととして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、シアゾファミドの一日摂取許容量を0.17mg/kg体重/日と設定するという点でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、引き続きまして、農薬「ノバルロン」につきまして説明願います。

北條評価課長 それでは、資料2-3に基づいて御説明いたします。

これも先ほどのシアゾファミドと同様のものがございます。評価書(案)の3ページに「審議の経緯」が記載されております。

ノバルロンにつきましては、2001年の農薬登録申請に係る基準設定依頼に伴いまして、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

その審議の結果につきましては、2003年12月25日に厚生労働大臣あてに通知がなされておりました。それを踏まえて、2004年6月4日、残留農薬基準が告示されるとともに、7月5日に初回農薬登録がなされているものがございます。

その後「第2版関係」でございますけれども、2005年に適用拡大申請がございまして、これを受けまして、2005年2月28日、厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請がございました。

その後、ポジティブリスト制度の導入に伴いまして、2006年7月18日には、厚生労働大臣より残留基準(暫定基準)設定に係る食品健康影響評価について追加要請がございまして、その審議の結果につきましては、2006年10月26日に厚生労働大臣あてに通知がなされているものがございます。

4ページは、今回の諮問の内容でございます。

2007年6月13日、これもやはり適用拡大の申請がございまして、ミニトマト、ピーマン、イチゴに適用拡大をするという申請がございまして、これを受けて、6月25日に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものがございます。

食品安全委員会につきましては、農薬専門調査会におきまして、1回審議が行われまして、本日その審議結果が報告されているものがございます。

このものにつきましても、新たな科学的な知見というものが提出されてもありませんし、これまで定められている ADI についても変更がございません。

変更された箇所といたしましては、12 ページの作物残留試験のところでございます。トマト、ピーマン、ナス、イチゴと追加された品目につきまして、別紙 3 の数字を直すとともに、13 ページの表 2 に追加された品目の数字が追加されているという内容になっております。

したがいまして、このノバルロンにつきましても、国民からの意見・情報の募集手続は省略いたしまして、これまでの審議結果と同様でございますけれども、ノバルロンの一日摂取許容量を 0.011mg/kg 体重/日と設定するという結果を関係機関の方に通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

1 つ質問というわけではなくて、確認なんですけれども、13 ページの表 2 に「トマト」と書いてありますね。これ以外はずっとミニトマトと書いてあるのに、ここだけトマトとなっているのは何か理由があるんですか。

北條評価課長 ミニトマトも含めて、トマトとしてこの数字をまとめているということです。

見上委員長 分かりました。

何か御質問等ございますか。よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、やはり前のシアゾファミドと同じように、国民からの意見・情報の募集は行わないこととして、農薬専門調査会におけるものと同じ結論となりますが、ノバルロンの一日摂取許容量を 0.011mg/kg 体重/日と設定するということでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、引き続きまして、動物用医薬品「豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)」につきまして、説明願います。

北條評価課長 それでは、資料 2 - 4 に基づいて御説明いたします。

今回の諮問につきましては、インゲルバック PRRS 生ワクチンの再審査に伴う食品健康影響評価でございます。

2 ページの「審議の経緯」に書かれてございますように、平成 19 年 4 月 20 日、農林水産大臣より再審査に係る食品健康影響評価について要請があり、同時に厚生労働大臣より残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会については、動物用医薬品専門調査会におきまして、1回審議が行われまして、その結果を本年7月12日から8月10日まで、国民からの意見・情報の募集に充てたものでございます。

結果につきましては、後ろから2ページの「参考」で記載してあるように、期間中に御意見、情報はございませんでした。

なお、最後のページでございますように、事務局の方で若干文言の修正を行っております。内容は、もちろん変更はございません。

したがいまして、このものにつきましては、専門調査会の審議結果と同じでございますけれども、当生物学的製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるという評価結果を関係機関の方に通知したいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論となります。豚繁殖呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバック PRRS 生ワクチン)を適切に使用する限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられるということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、続きまして、遺伝子組換え食品「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(食品)」につきまして説明願います。

北條評価課長 それでは、資料2 5に基づいて御説明いたします。

チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統につきましては、殺虫活性を有します B.t. タンパク質をコードする遺伝子を導入いたしまして作成された組換えトウモロコシでございます。チョウ目害虫による影響を受けずに生育できるとされているものでございます。

このものにつきましては、平成19年2月19日に厚生労働大臣から遺伝子組換え食品の安全性確認に係る食品健康影響評価について要請があったものでございます。

食品安全委員会につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会において、2回審議が行われまして、その結果につきまして、本年8月2日から8月31日まで、国民からの意見・情報の募集

を行ったものでございます。

その結果につきましては、最後のページにございますように、期間中に御意見・情報はございませんでした。

したがいまして、専門調査会の審議結果である、ヒトの健康を損なうおそれはないという結果を関係機関の方に通知をしたいと考えております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、よろしくをお願いします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論となります。遺伝子組換え食品「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(食品)」につきましては、遺伝子組換え食品種子植物の安全性評価基準に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないものと判断されたということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 次の議題に移らせていただきます。「(4) 食品安全委員会の8月の運営について」、事務局から説明願います。

大久保総務課長 それでは、お手元の資料3に基づきまして報告させていただきます。

まず最初に「1. 食品安全委員会の開催」でございます。

第201回の8月2日の会合におきましては、最初のポツにございますように、農薬「フルオピコリド」につきまして、意見・情報の募集の着手を決定いたしております。

2つ目は、遺伝子組換え食品「チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統(食品)」につきまして、意見・情報の募集の着手を決定しております。

3つ目は「食中毒原因微生物のリスク評価指針附属文書」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

4つ目は、農薬「ピラクロニル」及び「ピリプロキシフェン」の2品目につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

5つ目は、遺伝子組換え食品「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品)」につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

6つ目は、特定保健用食品「おなか納豆」につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

7つ目は、効率的に食品健康影響評価を進めるために、微生物専門調査会及びウイルス専門調査会の下にワーキンググループを設置することを決定しております。

最後の2つでございますけれども、食品安全委員会の8月の運営報告及び食品安全モニターの7月分の報告を実施しております。

続きまして、第202回の8月9日の会合でございます。

最初のポツでございますように、記載の添加物2品目につきまして、厚生労働省から評価要請の説明を受けております。

2つ目は、記載の農薬13品目につきまして、厚生労働省から評価要請の説明を受けております。

3つ目は、農薬「クロルフェナピル」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

4つ目は、記載の動物用医薬品6品目につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

5つ目は、記載の農薬2品目につきまして、評価結果を厚生労働省に通知しております。

6つ目は、記載の動物用医薬品3品目につきまして、評価結果を厚生労働省又は農林水産省に通知しております。

7つ目は、遺伝子組換え食品「コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604（飼料）」につきまして、評価結果を農林水産省に通知しております。

8つ目は、平成19年度食品安全委員会緊急時対応訓練（案）につきまして説明いたしまして、了承を得ております。

9つ目は、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

10番目は、肥育ホルモン剤及び臭素酸カリウムにつきまして、ファクトシートの作成について報告しております。

最後は、7月分の「食の安全ダイヤル」の報告をしております。

続きまして、第203回の8月23日の会合でございます。

最初のポツでございますけれども、記載の農薬4品目につきまして、厚生労働省から評価要請の説明を受けております。

2つ目は「イソプロチオラン」につきまして、厚生労働省から評価要請の説明を受けております。

3つ目は、記載の遺伝子組換え食品4品目につきまして、厚生労働省及び農林水産省から評価要請の説明を受けております。

4つ目は、記載の遺伝子組換え食品2品目につきまして、厚生労働省から評価の取下げの説明を受けております。

5つ目は「ペンチオピラド」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

6つ目は「豚由来蛋白質等の飼料利用」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

7つ目は、記載の遺伝子組換え食品「除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統（食品）」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

8つ目は、添加物「L - アスコルビン酸」につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

9つ目は、記載の農薬2品目につきまして、評価結果を厚生労働大臣に通知しております。

最後になりますが、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入に係る平成19年度評価依頼予定物質につきまして、厚生労働省から報告を受けております。

続きまして、第204回の8月30日の会合でございます。

最初のポツにございますように、記載の農薬3品目につきまして、厚生労働省から評価要請の説明を受けております。

2つ目は、動物用医薬品「ジクロキサシリン」につきまして、厚生労働省から評価要請を受けております。

3つ目は、添加物「ナイシン」につきまして、意見・情報の募集に着手しております。

4つ目は、農薬「キノキシフェン」につきまして、評価結果を厚生労働省に通知しております。

5つ目は、記載の動物用医薬品3品目につきまして、評価結果を厚生労働省又は農林水産省に通知しております。

6つ目ですが、記載のトウモロコシの品目につきまして、90日間反復投与毒性試験で得られたデータの再解析に係る見解について報告を受けております。遺伝子組換え食品等専門調査会の見解がそこで了承されまして、改めて食品健康影響評価は行わないということを決定しております。

7つ目は、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入に係る平成19年度評価依頼予定物質について、厚生労働省から報告を受けております。

4ページ目からは、専門調査会の運営でございまして、開催日時のみ紹介させていただきます。

「(1)リスクコミュニケーション専門調査会」につきましては、第33回会合を8月3日に開催しております。

「(2)添加物専門調査会」につきましては、第47回会合を8月27日に開催しております。

「(3)農薬専門調査会」につきましては、第24回幹事会を8月1日、第14回総合評価第一部会を8月1日、第25回幹事会を8月24日、第14回総合評価第二部会を8月24日、第8回確認評価第一部会を8月28日に開催しております。

5ページ「(4)プリオン専門調査会」につきましては、第46回会合を8月7日に開催してお

ります。

「(5) 遺伝子組換え食品等専門調査会」につきましては、第51回会合を8月3日に開催しております。

「3. 意見交換会等の開催」につきましては、8月22日と23日に「ジュニア食品安全委員会」を開催しております。

また、8月31日に「食品の安全性に関する指導者育成講座」を鳥取県鳥取市で開催しております。

以上でございます。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の説明の内容、記載事項につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と声あり)

見上委員長 それでは、次の議題に移らせていただきます。「(5) 食品安全モニターからの報告(平成19年7月分)について」、事務局から説明願います。

西村勧告広報課長 それでは、お手元の資料4に基づいて御説明いたします。平成19年7月分のモニターからの報告であります。

7月は全部で55件の報告がありました。

内容別に見ますと、一番上にあります「食品安全委員会活動一般関係」のものが6件。

「リスクコミュニケーション関係」が3件。

下から3行目の「食品衛生管理関係」が9件。

「食品表示関係」が22件となっております。

以下、この項目について詳細に見てみたいと思います。

まず、2ページ目では「1. 食品安全委員会活動一般関係」で、食品安全モニター会議に参加した人が意見を述べております。

去る5月から6月にかけてのモニター会議では、いろんな意見が出まして、そして「食品安全委員会からのコメント」にありますように、この方から頂いた意見につきましては、会議後のアンケートでもいろいろ意見を頂いていますので、併せて今後参考にしながら、よりよいモニター会議にしていきたいと考えております。

3ページ目は「食の安全性に関する地域指導者育成講座について」であります。もう少しこの内容について知りたいという意見です。

それに対しましては「食品安全委員会からのコメント」の1行目にありますように、地域にお

けるリスクを積極的に推進するために、食品のリスク分析の考え方、食品安全委員会の活動等を自ら理解し、分かりやすく説明できる人材を育成することを目的にこれをやっていました。

ちなみに、昨年度からこれを開催しています。

あと、一番最後から5から6行目ですが、今年度は自治体等と協力して、全国11か所のうち、鳥取県は既に8月31日に実施済みであります。更には、ここに掲げてあります石川、山口、香川の3県についても、今月中に開催予定であります。

「季刊誌『食品安全』から得た大きな情報」については、ホームページだけではなく、外に何か入手方法がないかというお問い合わせであります。

4ページ目は「DVDの著作権について」でございます。これは、内容としては非常に面白いんだけど、よく注を見ると公開上映が禁止されている、是非著作権解除を願いたいという御意見であります。

それに対しまして「食品安全委員会からのコメント」ですが、上から2行目の括弧内の「このビデオプログラムは云々」というのは、たしかに私どものDVDに書かれている表現であります。

ただし、下から4から5行目に、食品安全モニターの方が営利目的ではなくて、各種会合や学校等において、食品安全の啓発のために使用されるのであれば全然構いませんよということをコメントしております。

「2. リスクコミュニケーション関係」ですが、今回ここでは食に関わる健康影響報道があった場合には、その科学的根拠を発信者に求めたらいいのではないかという御意見です。

5ページ目は、国や県、さらには市町村が連携、役割分担をしながらリスクをやったらいいのではないかという御意見です。

さらには、食の安全を肌で感じ取ることができる企業見学をもっと大いにやったらいいのではないかという御意見です。

10ページ目ですが「9. 食品衛生管理関係」でございます。

先月に続いて、やはり中国の輸入食品の関係が幾つかありますけれども、件数としてはかなり減っております。

11ページには、抗菌加工の生活用品の安全性についてという御意見がございます。

12ページには、輸入マンゴーの安全性について懸念しているという御意見です。

13から18ページは「10. 食品表示関係」でございます。7月は、ミートホープ社関連が非常に多かったという月であります。

19ページの「11. その他」では、去る7月16日に発生しました中越沖地震による柏崎刈羽原発の放射能汚染流出事故に関して、水産物の風評被害が心配だという意見であります。

それに対しまして、食品安全委員会としましては、新潟県が周辺の農林水産物について放射能測定を実施し、結果を公表しています。ここにありますように、検査結果では、水産物、農産物、畜産物のいずれも放射能物質は検出されていないというコメントをしております。

以上が7月分のモニターからの報告であります。

見上委員長 どうもありがとうございました。ただ今の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ございましたら、よろしく願いたします。

よろしいですか。

大体1か月遅れでモニターからの報告があるわけですがけれども、やはり、そのとき新聞、テレビ等をにぎわせたことが件数として多くなっているような感じがいたします。

よろしいですね。

それでは、外に議事ございますか。

大久保総務課長 特にございません。

見上委員長 ありがとうございました。

それでは、本日の委員会のすべての議事は終了いたしました。以上をもちまして食品安全委員会第205回会合を閉会いたします。

次の委員会につきましては、9月13日木曜日14時から開催を予定しておりますので、お知らせいたします。

また、明日7日金曜日14時から、企画専門調査会が公開で開催。

来週10日月曜日14時から、農薬専門調査会確認評価第二部会が非公開で開催。

11日火曜日14時から、遺伝子組換え食品等専門調査会が非公開で開催。

12日水曜日14時から、農薬専門調査会確認評価第三部会が非公開で開催される予定となっております。

本日はどうもありがとうございました。これで終了いたします。